

社会福祉法人 和会 「ユニット型介護老人福祉施設」

特別養護老人ホーム 小泉の杜

重要事項説明書

当施設は利用者様に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 和会
- (2) 法人所在地 群馬県伊勢崎市上武士603-3
- (3) 電話番号 0270-75-0075
- (4) 代表者氏名 理事長 原 和隆
- (5) 設立年月 平成26年 5 月 1 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 特別養護老人ホーム
- (2) 施設の目的 当施設は、介護保険法、老人福祉法および関係法令に従い、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居ご契約者様の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう介護サービスの提供に万全を期するものとします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 小泉の杜
- (4) 施設の所在地 群馬県伊勢崎市田部井町3丁目2017-2
- (5) 電話番号 0270-62-2000 (ファックス番号 0270-62-2001)
- (6) 施設長(管理者)氏名 井上恵美子
- (7) 施設の概要
 - 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階
 - 建物の延べ床面積 5828.04 m²
 - 併設事業所 ショートハウス 小泉の杜
デイサービスセンター 小泉の杜
- (8) 当施設の運営方針
 - * 常に意思と人格を尊重し入居者の立場に立った介護サービスを提供し明るく家庭的な雰囲気有するよう努め地域家庭との結びつきを重視する。
 - * 地域理解を十分に得た上で、地域に開かれた運営を行う
- (9) 開設年月 平成26年5月1日
- (10) 入所定員 90人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

ユニットの設備	室数	備 考
居室（個室）	90室	トイレ・ナースコール・エアコン・洗面台など
談話室	1室	イス・テーブル等
共同生活室（食堂）	1室	キッチン完備

ユニット外の設備	室数	備 考
機能訓練室	1室	各種訓練機器等
浴室	2室	一般浴・機械浴
医務室	1室	

※居室の変更：利用者様から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定いたします。また、利用者様の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者様やご家族等と協議の上、決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者様に対してユニット型介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	常勤換算	
1. 施設長（管理者）	1	名
2. 介護職員	41.3	名
3. 生活相談員	1	名
4. 看護職員	4.5	名
5. 機能訓練指導員（理学療法士）	1	名
6. 介護支援専門員	1	名
7. 医師（嘱託）	1	名
8. 管理栄養士	1.5	名

※併設ショートハウスと兼務

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制	
医師	毎週月曜	13:00 ~ 15:00
介護職員	早番	7:00 ~ 16:00
看護職員	日勤	9:00 ~ 18:00
	遅番	10:00 ~ 19:00
	夜勤	17:30 ~ 9:30

- ・介護職員・・・利用者様の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います
3名の利用者様に対して、1名の介護職員を配置しています
- ・生活相談員・・・利用者様の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います
1名の生活相談員を配置しています
- ・看護職員・・・主に利用者様の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介
等も行います
3名の看護職員を配置しています
- ・機能訓練指導員・・・利用者様の機能訓練を担当します
- ・介護支援専門員・・・利用者様に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します
- ・医師・・・利用者様に対して健康管理及び療養上の指導を行います
嘱託医1名を配置しています

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者様に対して以下のサービスを提供します。

(1) サービス概要

①食事

- 当施設では、管理栄養士による献立により、栄養並びに利用者様の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- 利用者様のお体の状態により、特別食（糖尿病食等）をご利用頂けます。
- 利用者様の自立支援のため離床し、ダイニングにて食事をとっていただくことを原則としています。
- 食事時間はあくまでも目安の時間でございます。利用者様個別のペースに合わせてご希望の時間に提供させていただきます。ただし、食物ですので大幅な時間延滞が生じた場合は、破棄させていただきます場合がございます。
- 食事時間：各ユニットにてご用意させていただきます。

朝食：	7：40	～
昼食：	11：40	～
夕食：	17：40	～

②入浴

- 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、入浴の機会を作っていきます。
- 入浴ができない場合は、清拭にて対応していきます。
- 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- 排泄の自立を促すため、利用者様の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- 機能訓練指導員により、利用者様の心身の状況等に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

*当施設が提供する上記サービスについて、利用料金が介護保険から給付されるサービスと利用料金の全額をご契約者に負担いただくサービスがございます。

(2) 介護保険の給付対象となるサービス

- *入浴、排泄、機能訓練、健康管理、その他自立への支援については、利用料金の大部分（通常9割～7割）が介護保険から給付されます。

<サービス利用料金（1日あたり）>

利用者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払下さい。

(サービスの利用料金は、利用者様の要介護度に応じて異なります。)

ユニット型介護福祉施設サービス費

介護費

要介護1		670 単位
要介護2		740 単位
要介護3		815 単位
要介護4		886 単位
要介護5		955 単位

※2~3割負担の方もいらっしゃいます。

<加算要素について>

利用者様のご要望及び状態により、栄養マネジメント、療養食等の対応をいたします。但し、これらの対応に関しましては別途費用を申し受けます。

★ 加算要素

・入院、外泊時加算	1日	246 単位	
・栄養マネジメント強化加算	1日	11 単位	
・経口移行加算	1日	28 単位	
・療養食加算	1食	6 単位	1日3回を限度
・口腔衛生管理加算Ⅰ	1ヶ月	90 単位	
・口腔衛生管理加算Ⅱ	1ヶ月	110 単位	
・特別通院送迎加算	1ヶ月	594 単位	
・配置医師緊急対応加算	1回	325 単位	時間外の場合
	1回	650 単位	早朝・夜間の場合
	1回	1300 単位	深夜の場合
・介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に14.0%をかけた単位数		
・看取り介護加算	死亡日前31日~45日	72 単位	
	死亡日前4日~30日	144 単位	
	死亡日前日・前々日	780 単位	
	死亡日	1,580 単位	
・夜勤職員配置加算Ⅳ(□)	1日	21 単位	
・日常生活継続支援加算	1日	46 単位	
・看護体制加算Ⅰ(□)	1日	4 単位	1日につき
・看護体制加算Ⅱ(□)	1日	8 単位	1日につき
・精神科医療指導加算	1日	5 単位	
・個別機能訓練加算Ⅰ	1日	12 単位	
・個別機能訓練加算Ⅱ	1ヶ月	20 単位	
・個別機能訓練加算Ⅲ	1ヶ月	20 単位	
・初期加算	1日	30 単位	
・経口維持加算Ⅰ	1ヶ月	400 単位	
・経口維持加算Ⅱ	1ヶ月	100 単位	
・退所時栄養情報連携加算	1回	70 単位	ひと月1回
・再入所時栄養連携加算	1回	200 単位	
・若年性認知症受入加算	1日	120 単位	
・在宅復帰支援機能加算	1日	10 単位	
・科学的介護推進体制加算Ⅰ	1ヶ月	40 単位	
・科学的介護推進体制加算Ⅱ	1ヶ月	50 単位	

・褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1ヶ月	3 単位
・褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1ヶ月	13 単位
・排せつ支援加算Ⅰ	1ヶ月	10 単位
・排せつ支援加算Ⅱ	1ヶ月	15 単位
・自立支援促進加算	1ヶ月	300 単位

※2～3割負担の方もいらっしゃいます。

・退所前訪問相談加算		460 単位	1回必要に応じ2回
・退所後訪問相談援助加算		460 単位	1回を限度とする
・退所時相談援助加算		400 単位	1回を限度とする
・退所前連携加算		500 単位	1回を限度とする
・退所時情報提供加算		250 単位	1回を限度とする
・在宅復帰支援機能加算	1日	10 単位	
・在宅・入所相互利用加算	1日	40 単位	
・協力医療機関連携加算	1ヶ月	50 単位	協力医療機関の場合
	1ヶ月	5 単位	その他の医療機関の場合
・認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日	3 単位	
・認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日	4 単位	
・認知所チームケア連携加算（Ⅰ）	1ヶ月	150 単位	
・認知所チームケア連携加算（Ⅱ）	1ヶ月	120 単位	
・認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日	200 単位	入所後7日間を限度
・安全対策体制加算		20 単位	1回を限度とする
・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	1ヶ月	10 単位	
・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	1ヶ月	5 単位	
・新興感染症等施設療養加算	1ヶ月	240 単位	連続する5日間を限度
・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1ヶ月	100 単位	
・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1ヶ月	10 単位	

*食費、居住費

料金の種類	金額
食費	1日 1,645円
居住費	ユニット型個室
	1日 2,066円

- ・利用者様がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額を一旦お支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者様の負担額を変更します。
- ・居室と食費に係る自己負担額について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している居室、食費の負担限度額とします。

	居住費		食費	
第1段階	880	円	300	円
第2段階	880	円	390	円
第3段階①	1,370	円	650	円
第3段階②	1,370	円	1,360	円

(3) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①理髪・美容

ご希望により、理容師・美容師の出張による理髪他サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

②レクリエーション、サークル活動

利用者様の希望によりレクリエーションやサークル活動に参加して頂くことができます。

*利用料金：材料代等の実費を頂きます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

- ・日常生活にかかる費用で、利用者様に負担していただくものがあります。
※ご要望に応じ対応させていただき、実費を徴収させていただきます。
- ・おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。
※事業所が指定した物に限ります。
※ご本人が希望されるオムツについては、自己負担となります。

④電気代

- ・居室にてテレビや冷蔵庫等の電化製品を使用される場合は、1コンセントにつき1日50円（税抜）がかかりますので、利用する際は事務所にお申し付け下さい。

⑤居室の明け渡し

利用者様が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から実際に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

※1日あたり（介護費10割負担分 + 居住費）

ご契約者の介護度	料 金
要介護1	8679 円
要介護2	9885 円
要介護3	11132 円
要介護4	12380 円
要介護5	13647 円

※小数点の計算上実際の請求額と異なる場合があります。

(4) 利用料金のお支払方法（契約書第6条参照）

前記（2）、（3）の料金・費用は、月末締めで翌月の15日より請求書を発行いたしますので、27日までに下記のいずれかの方法でお支払下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- 1.窓口での現金支払い
- 2.口座引き落とし

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者様の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

※ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。
また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものではありません。

<協力医療機関>

- ① 原病院（精神科、内科、放射線科）

② 康寧会 (訪問歯科)

③ 久保医院 (内科)

※ご入居中に必要なが生じた場合には、緊急車両等にて協力医療機関もしくは救急指定病院へ救急搬送させていただきます。

状況によりご家族様への連絡は対応後になる場合がございます。

6. 施設を退所して頂く場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約は終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由のない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者様に退所して頂くこととなります。

- ①要介護認定により利用者様の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤利用者様から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

（1）利用者様からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第16条、17条参照）

契約の有効期間であっても、利用者様から当施設からの退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②利用者様が入院された場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所して頂くことがあります。

- ①利用者様が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②利用者様による、サービス利用料金の支払が2か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらず、これが支払われない場合
- ③利用者様が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④利用者様が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤利用者様が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

*当施設に入所中に、医療機関へ入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日間以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

ただし、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

居住費：所得に応じた段階別ご負担額

②7日間以上3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができますが、入院期間中であっても、居住費2,066円をご負担いただきます。

但し、短期入所者が当該居室を利用した場合は、その期間の居住費は発生致しません。

③3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助

利用者様が当施設を退所する場合には、利用者様の希望により、事業者は利用者様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を契約者に対して速やかに行います。

- ・適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ・居宅介護支援事業所の紹介
- ・その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人及び残置物引取人について（契約書第22条参照）

原則として、代理人の方に身元引受人及び残置物引取人をお願いいたします。残置物引き取りは、入所契約が終了した後、当施設に残された利用者様の所持品（残置物）を引き取って頂く方です。利用者様自身が引き取れない場合に備えて代理人を定めて頂きます。当施設は、「残置物引取人」へ連絡のうえ、残置物を引き取って頂きます。また、引渡しにかかる費用については、利用者様又は代理人にご負担いただきます。

8. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口（担当者）施設長・生活相談員

電話 0270-62-2000

- ・受付時間 午前8:30～午後5:30

また、投書箱をホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- * 群馬県国民健康保険団体連合会
所在地 群馬県前橋市元総社町335-8
電話番号 027-290-1323
- * 群馬県社会福祉協議会
所在地 群馬県前橋市新前橋町13-12
電話番号 027-255-6669
- * 伊勢崎市介護保険課
所在地 群馬県伊勢崎市今泉町2-410
電話番号 0270-24-5111（代表）
- * 高崎市介護保険課
所在地 群馬県高崎市高松町35-1
電話番号 027-321-1219
- * 前橋市介護高齢課
所在地 群馬県前橋市大手町2丁目12-1

電話番号 027-898-6152

* 桐生市健康長寿課

所在地 群馬県桐生市織姫町1-1

電話番号 0277-46-1111

* みどり市介護高齢課

所在地 群馬県鹿2952

電話番号 0277-76-2111

* 太田市長寿あんしん課

所在地 群馬県太田市浜町2-35

電話番号 0276-47-1856

この他、お住まいの各市町村介護高齢課でも受け付けております。

9. 第三者評価実施の有無

無し

10. 非常災害対策

・防災設備

消火器具（消火器・屋内消火栓）スプリンクラー設備・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常放送設備・避難器具・誘導灯及び誘導標識・防排煙制御設備等

・防災訓練：年2回実施

・防火管理者：木村雅和

11. 禁止事項

・当事業所では、多くの方に安心して生活していただくために、利用者の方の

「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

・当事業所での、利用継続が困難となる程度の背信行為、反社会的行為を禁止します。

12. 秘密の保持（個人情報保護）

当事業所を利用されるご本人およびそのご家族の情報が外部に漏れるということは絶対にありません。（利用終了後も同様です）ただし、適切な介護保険サービスを受けられる為に必要があるときは、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する機関へ、療養情報等必要な情報を当施設の担当者より、予め利用者等からの同意を得たうえ、提供させていただく場合がございます。その他、利用されるご本人およびそのご家族の個人情報の取り扱いについては、その安全管理に十分留意したうえ、必要な目的を明確にし、その範囲内で、予め同意を得た内容において利用します。

別紙「介護・診療情報の提供及び個人情報の保護に関する対する基本方針」を参照下さい。

13. 身体拘束などを行う際の手続き

当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く、身体拘束等を行なうことに同意いたします。

14. 病状の重度化した場合における対応

事業所は、当該利用者の病状の重度化・急変・その他緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の家族・管理者・主治医等に対して報告し、適切な対応をとらなくてはならない。その際、業務上で知り得た利用者及び家族に関する個人情報等について利用者の身体等に危険がある場合は、医師等に情報等を提供する事に同意いたします。

15. 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制でサービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には

速やかにご利用者のご家族、関係市町村等に御連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止等の必要な措置を講じます。また、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

16.虐待防止に向けた体制

- (1) 虐待防止委員会の設置をいたします。責任者：施設長 井上恵美子
- (2) 虐待防止委員会は、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談、及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。
- (3) 職員は、虐待防止に向けた研修を受講します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力いたします。また、発生原因と再発防止策について速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村関係者等に報告を行い再発防止に努めます。

17. 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入所されている利用者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

お品物により、お持込み制限をさせていただく場合がございます。
ハサミ・針等の危険物の持ち込みはご遠慮願います。

(2) 面会

面会時間 午前 8：30 ～ 午後 8：00

*来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日午後5時30分までにお申し出ください。

(4) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。

ただし、外泊中であっても所定の利用料金を頂きます。

1日あたり246単位及び居住費2,066円を6日を限度として頂きます。

(5) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者様に自己負担により原状に復して頂くか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ご契約者様に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者様の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

